

議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年7月3日（水曜日）
開 会 午前 8時58分
閉 会 午前 9時12分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	金 厚 有 豊
副委員長	佐 藤 則 寿
委 員	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	東 篤
//	成 田 光 雄
//	高 田 重 信
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	小 西 直 樹
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	村 上 和 久

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、報道機関から申し出がありましたので、今回は事前に委員長判断でテレビカメラ撮影を許可しております。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取扱います。

まず、委員会記録の署名委員に高田 真里委員、高道委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目の木下議員に対する糾弾決議（案）についてであります。

このことにつきましては、高田 真里議員ほか7名の議員から議員提出議案として、7月3日付で提出されております。

このことについて、議長は、本日の本会議において本議案を上程し、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますが、そのように進めることとしてよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
次に、協議事項２番目の本会議の進め方についてであります。
まず、先日開催されました各派代表者会議において、本日の本会議の中で、去る６月２８日に御逝去された石森議員への弔意を表明することになっております。
このことと糾弾決議（案）を踏まえて、本日の本会議の進め方について、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料により説明〕

委員長 本日の本会議は、ただいまの説明のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

高田 重信委員 １つ質問なのですが、日程第４ 令和元年分請願第５号紹介議員取消の件について、これは採決になるのですか。

議事調査課長 採決になります。

江西委員 今の説明の中で、木下議員から請願の紹介取消申出書が提出されたという表現をされたのですが、今、木下議員の所在を皆さんが探しているような中で、この申出書は署名捺印ではなく、記名押印の書式で提出されております。

木下議員からどのように提出されたものなのですか。

議事調査課長 実際には御本人が持ってきたわけではありません。きのう、もう1人の紹介議員であります上野議員のほうから提出があったということでございます。

江西委員 それで認められるということですか。問題ないと判断されているということですか。

議事調査課長 事務局としては、問題ないものと判断しております。

委員長 それでは、そのように決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 なお、本日は、故石森議員の御遺族が傍聴席

で傍聴されますので、御承知おき願います。
最後に、委員外議員である村上議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。
村上議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって、村上議員の発言は、許可することに決定いたしました。

村上議員 去る6月27日の議会運営委員会で、令和元年分請願第5号の審査中に、委員から、「現在2年以上まことにおかしなことがひっそりと続いております」との発言がありましたが、これは聞き流すわけにはいかないと思います。他の委員から、このことについての質問はありませんでしたが、私は何のことか理解できませんので、これが何のことであるのか説明を求めたいと思います。お願いいたします。

委員長 ただいまの村上議員からの発言について、本委員会での発言者である江西委員からの発言を求めます。

江西委員

今し方質問のありました、「現在2年以上まことにおかしなことがひっそりと続いております」ということの趣旨について、御説明させていただきたいと思います。

まずは、これは該当する会派が倫理観を取り戻してくれることを期待していたことから、あえて曖昧な表現を使いましたが、そのことにより多くの会派に御迷惑をおかけしたことをまずはおわび申し上げます。結論から言いますと、これは会派光の問題であります。

私は平成28年11月の補欠選挙で当選し、4名で自民党新風会を結成しました。私たち4名は勉強の意味も込めて、会派事務も全て自分たちで行うことにしたので、会派事務員も雇わずじまいでした。

当時の会派控室は、会派事務員のいた自民、公明、共産、社民、誠政—当時の民政クラブ以外は、議員が登庁しないとほとんどドアが閉まっている状況でした。

当時は私どももいろいろな会派事務員の方にお世話になったので、そのときの印象を強く記憶しております。このことは会派光についても同様で、政策チーム光の街宣車を運転していた現在の会派事務員とされている方が、まれに会派控室に在室しているという程度の認識でありました。

当時、会派光には会派事務員はいなかったという認識です。振り返って政務活動費の公開書類を見ますと、その街宣車を運転していた方と思われる方の人件費が平成28年度に計上されております。それも大変高額なものには驚きました。

平成29年4月に選挙が行われて、概ね現在の体制となりました。それから1年をかけて政務活動費の運用指針を作成しました。運用指針の手引きでは、対象経費の考え方のイメージ図を記載しています。これは運用指針以前の基本的な部分で、通常の倫理観があれば容易に理解できます。このイメージ図では、政務活動費が使えないものとして、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動を挙げています。

よって、会派光が平成29年3月まで政策チーム光という名で笠井元県議会議員と結成した政治団体には政務活動費は使用できないし、その政治団体と関連する人物への人件費は倫理上使用することができないことは誰にでも理解できることと思います。それは、その給与の支払いがどの仕事に対して支払われたのか不明瞭と言われかねないからです。

改めて言いますが、ともに政治団体を組む県議会議員と、同一人物を雇用するために政務

活動費を利用することは、政治団体への政務活動費の流用と捉えられてもおかしくない、重大な倫理違反と考えます。

富山市議会は、市庁舎の会派控室における補助業務しか認めていません。したがって、この条件で採用された人物が庁舎外で政党活動、選挙活動、後援会活動、私人として関わる部分に関係することは問題です。それは、どの部分の仕事に給与が支払われたのかわからないからです。

実際、会派事務員を採用している公明、社民、誠政は私どもと同様、政務活動費の流用と決して見られないように、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動、親族等々とは一切関係のない事務員であるべきと考えており、実際そのようにされています。このことについては、それぞれの会派に確認済みであります。共産党さんの考えもお聞きしましたが、その考え方は同様で、仕方なくそうなる場合には、明確に時間を分けるべきであるとの考えを示されました。

いずれにしても今示した会派光の事例は、倫理上の問題だと全会派が認めたものというふうに私は認識しております。

次に、大きな問題と考えられるのは会派事務員の給与の問題です。

何度も言いますが、富山市議会において会派事務員の給与は、この庁舎内の会派控室で発生する会派控室におけるあくまでも補助業務であります。会派ごとの人数にも影響しますが、主体は議員であり、特別なスキルを求めものでもないことから、その金額もおのずと同様のものになります。現在のところ、各会派とも時給千円程度で、時間が短いことなどもあって、概ね妥当な条件ではないかと考えられます。なお、会派事務員は月給制となっております。

しかし、会派光は2名の少数会派であるにもかかわらず、時間給は他会派の会派事務員の概ね倍の金額です。そして、その会派事務員が会派所属議員の自動車を運転して、登庁してくるなどの姿を多くの議員から目撃されております。高い給与はこういった運転業務など私的活動への流用を疑われてもおかしくない状況です。

今まで多くの機会で見直すべきとの意見を言ってきました。平成29年2月の政務活動費のあり方検討会でも、私と赤星議員が意見を言っております。自民党会派からは何度も質問を出しております。にもかかわらず、見直す気配がありません。

今まで表沙汰にはしておりませんでした、

ここで改めて御説明したことにより、この倫理問題を皆さんで共有していただきたく、前回の不明瞭の表現の説明とさせていただきます。

委員長 今ほど発言者である江西委員から、るる説明がございました。これに対して、委員外議員の村上議員はそれでよろしいですか。

村上議員 はい。

委員長 各委員に申し上げます。
委員会での発言内容については、聞く人に誤解を与えることのないよう、十分に注意してください。

柞山委員 1つお願いがございます。
先ほど、本会議の日程について説明がありました。本会議の冒頭で石森議員への弔意を表明するということなのですが、私どもの会派で弔意を示す簡易なりポンを用意させていただきました。御同意いただけるのであれば、他会派の皆さんにもお配りいたします。
つけるつけないはそれぞれの自由ですが、つけていただければありがたいなと思っております。お願いであります。

委員長

それではこれをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和元年6月定例会
(令和元年7月3日)

議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 真 里

署名委員 高 道 秋 彦